

保存版

令和3年度

# 相模台小学校 PTA 規約

相模原市立相模台小学校

## 相模台小学校PTA規約

### 第1章 名称および事務局

第1条 この会は、相模原市立相模台小学校PTAと称し、事務局を相模台小学校内におく。

### 第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と社会での子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) 児童の幸福を願い、より良い生活を実現するために家庭と学校が連携を図る。
- (2) 社会教育の振興に寄与すると共に国際理解に努める。

### 第3章 方針

第4条 この会は、次の方針によって活動する。

- (1) 児童青少年教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙活動は行わない。
- (3) 学校の人事その他管理には干渉はしない。
- (4) もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

### 第4章 会員および会費

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および本校教職員とする。

第6条 会員は、会費を納めるものとする。会費は、月額250円とする。

### 第5章 役員および委員

第7条 この会に次の役員および委員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 若干名 (保護者2名以上 教職員1名以上)
- (3) 会計 若干名 (保護者2名以上 教職員1名)
- (4) 書記 若干名
- (5) 委員 若干名

第8条 役員および委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 役員および委員の選出

第9条 役員は、会員の立候補とする。教職員の役員は、学校に一任する。

ただし、年度途中において、役員に欠員が生じ、業務に支障がある場合は、役員会の議を経て専任する。

第10条 校外生活指導委員の選出は、次による。

- (1) 各地区より2名選出する。
- (2) 担当教職員は、学校に一任する。
- (3) 委員に欠員が生じたときは、所属地区から補充する。
- (4) 地区長は、各地区で互選する。
- (5) 委員会は、正副委員長を選出する。
- (6) 各地区は、班組織を設ける。なお、必要に応じて地区の編成替を認める。ただし、編成替については、役員会の議決を必要とする。

## 第7章 役員および委員の任務

第11条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に欠員を生じた時は、副会長の互選により1名会長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代理をつとめる。
- (4) 書記は、会議の議事を記録するとともに、この会の事務を処理する。
- (5) 会計は、この会の会計一切を担当し、財産管理にあたる。

第12条 委員の任務は、事業実施にあたり、所属地区において会員の中核としてその目的達成に努める。

## 第8章 専門部委員会

第13条 この会に校外生活指導委員会（以下、校外委員会とする）を常置する。

## 第9章 委員会の任務

第14条 校外委員会は、児童の校外における生活指導および環境改善に関する事項を扱う。

## 第10章 会議

第15条 この会の会議は、総会・役員会・全体委員会・校外委員会とする。

- (1) 役員会は、会長、副会長、会計、書記、学校長、校外委員会正副委員長にて組織し運営上の方針を提案する。
- (2) 全体委員会は、総会に次ぐ決議機関で、全委員を以て組織し、必要案件を審議決定する。

(3) 全体委員会は、委員の過半数で成立し、決議は、出席者の過半数を以てこれを決する。

第16条 総会は、年1回とし、必要と認められた時は、臨時総会を開く。  
総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに次のいずれかの方法に基づく（効力はいずれも同じ）

1. 集会による決議
2. 書面（電磁的記録を含む）による決議

(1) 総会の成立は、会員の3分の1以上（委任状を含む）、決議は、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

(2) 集会総会における議長は、保護者より1名、教職員より1名を選出し、総会の承認を得る。

(3) 書面総会は、複数人（3名以上）が立会集計し、総会の承認を得る。

第17条 総会では、事業報告並びに収支決算報告の承認、年間計画および収支予算の審議決定、その他重要議案の審議を行う。

第18条 総会・役員会・全体委員会は、会長がこれを招集し、校外委員会は、委員長がこれを招集する。

## 第11章 会計

第19条 この会の経費は、会費およびその他の収入を以てこれにあてる。

第20条 この会の資産は、第2条の目的達成以外に支出または使用してはならない。

第21条 この会は、会計監査をおき会計を監査する。会計監査は2名とする。

第22条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その承認を得なければならない。

第23条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第12章 入会および退会

第24条 この会へは、入会届の提出をもって入会したものとみなす。入会済みの会員については次年度以降は自動継続とする。

第25条 会員は、自分の意思にていつでも自由に退会することができる。その場合には、すみやかに事務局へ退会届を提出することとする。また、児童の転校および卒業、教職員の他校への人事異動等に関しては、自動退会とする。

## 第13章 改正

第26条 この会の運営に関し必要な細則は、全体委員会の決議を経て決める。

第27条 この規約は、会員の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

#### 第14章 個人情報

第28条 本会がPTA活動を推進するために個人情報の取得、利用、管理および開示については、「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

#### 第15章 付則

第29条 この規約は、平成13年4月27日から実施する。

(1) 平成23年1月25日 一部改正 (第4章・第6条)

(2) 平成27年4月1日 改正

この改正は、平成27年4月1日より実施する。

(3) 令和2年4月1日 一部改正 (第5章・第7章・第10章・第15章)、  
個人情報取扱規則追加

(4) 令和2年5月13日 一部改正 (第24条)

(5) 令和2年10月1日 一部改正 (第16条)

## <相模台小学校 P T A 個人情報取扱規則>

### (目的)

第1条 相模台小学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと、活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿およびその他の個人情報データベース (以下単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は P T A 会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員及び登校班正副班長とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることが出来た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する可能性がある場合は、本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の利用目的のために利用する。

- (1) P T A 活動と活動における諸連絡及び名簿

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者指導のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベースを取扱う電子機器等が、インターネットに接続可能な場合、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所等を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所等を除く）から提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員及び登校班正副班長に対して定期的に、個人情報データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本規則は、令和2年4月1日より施行する。

# 運 営 組 織 図

